

2 道計画と圏域行動計画の役割分担

	道計画	圏域行動計画
目的	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての道民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現する 	<ul style="list-style-type: none"> ●めざす姿に向け具体的な取組を定める。 ●関係者の役割分担を明確化する。 ●毎年度、取組状況を整理し、関係者で情報共有する。 ●市町村における取組（計画策定等）の促進を図る。 ●道民にわかりやすく圏域の取組状況の情報を提供する。
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ●健康増進法第8条第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ●道計画の目標を達成するための行動計画
目標	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により「健康寿命」の延伸を目指す。また、道民の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、「健康格差の縮小」を目指し、道民の健康増進を推進する。 <p>「健康寿命」＝ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間</p> <p>「健康格差」＝ 地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●道計画の目標達成のために、保健所や市町村が中心となり、健康づくりに関係する各機関・団体と連携・協働して、地域住民の自らの健康づくりを促すとともに、個人の健康づくりを支援する社会環境の整備を図り、地域住民の健康増進を目指す。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度～平成34年度までの10年間 5年目に中間評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年9月～平成34年度の5年間